

## 会議録

会議の名称	平成 22 年度第 2 回西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成 22 年 10 月 14 日（木曜日） 午後 7 時から午後 9 時 15 分まで
開催場所	西東京市防災センター6階 講座室 2
出席者	<p>委員：奥野委員（会長）、下栗委員（副会長）、大黒委員、小美濃委員、清水委員、鈴木委員、玉置委員、新倉委員、阿委員          （欠席者：丸山委員）</p> <p>公述者：西東京市介護保険運営協議会：新井節雄委員、山西光子委員、饗場博章委員、新野晴男委員 西東京市老人クラブ連合会：鈴木武会長          事務局：福祉部長、生活福祉課長、福祉部主幹（生活福祉課）、福祉部主幹（生活福祉課）兼調整係長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、福祉部主幹（障害福祉課）兼事業管理係長、健康課長、市民部主幹（健康課）、高齢者支援課長補佐兼高齢者サービス係長、高齢者支援課高齢者サービス係主任、生活福祉課調整係主事、高齢者支援課高齢者サービス係主事（3名）</p>
議題	<p>1 開会          2 議題          (1) 高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について          (2) その他</p>
会議資料の名称	<p>資料 1 平成 22 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会会議録（案）          資料 2 高齢者サービスの検討の方向性について          資料 3 地域福祉コーディネーター事業 ほっとネット          資料 4 （仮称）障害者福祉総合センターについて          資料 5 高齢者福祉サービス利用者負担について（案）          資料 6 平成 22 年度第 2 回西東京市保健福祉審議会公述者名簿</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長：          平成 22 年度第 2 回西東京市保健福祉審議会を開会する。          （傍聴希望者の確認（希望者なし））</p> <p>○会長：          それでは、会議次第にしたがって進めていきたい。本日は公述者の方 5 名にご出席いただいている。          （公述者紹介）</p>	

○事務局：

(配布資料の確認)

(前回会議録についての説明)

○会長：

会議録については資料のとおりでよろしいか。

(異議なし)

#### 議題 1 高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について

○事務局：

(資料 2 に沿って説明)

○会長：

1 番のねたきり高齢者寝具乾燥事業は、1 割負担だと 168 円で月 1 回とあるが、布団一式全てで 168 円ということか。

○事務局：

お見込みのとおりである。

○会長：

5 番の高齢者入浴サービス事業は週 1 回までとなっているが、その 1 回以外の入浴はどうしているのか。

○事務局：

高齢者入浴サービス事業は介護保険にないサービスで、デイサービスでの入浴ができない重度の方か、自宅の事情により訪問入浴車が入って行けず、サービスが受けられない方が対象になる。これらの方は、それ以外の方法でお風呂に入れないような重度の方で、サービスを利用しないときはご家族が清拭を行っている程度である。

○会長：

6 番の自立支援ホームヘルプサービスは、原則週 1 回 1 時間とあるが、それだけで足りる方が対象か。

○事務局：

ほぼ自立であるが、状況に波があり、若干、家事援助中心にお手伝いが必要な方である。

○会長：

7番から10番までの事業は内容が似ているが、一本化する必要性はないのか。

○事務局：

サービス内容・対象が異なっているので、西東京市では別々の事業として実施している。

○会長：

市民にとっては一本化した方がわかりやすいのではないかと考えた。例えば、9番の自立支援住宅改修費給付事業と10番の高齢者住宅改造費給付事業は別々に申請しなければならないのか。

○事務局：

7番と9番については、介護保険が非該当になった方に介護保険同様のものを補完することで、介護保険制度が始まったときからそのまま残っているサービスである。例えば、7番と8番の内容、9番と10番の内容は若干異なっている。

○委員：

介護保険は制度として成熟してきているが、介護保険サービスだけでは補いきれない方が高齢者人口の増加とともに増えてきているということだと思う。「緊急性やサービスの必要性が高い方々がいる」ということを重く受け止めなければならない。国には介護保険に偏重した考え方があるようだが、介護サービスを必要とする方へのサービスの更なる補完という流れはない。サービスの対象者が増えているのであれば、できるだけ早くサービスが行き渡るようにしていくことが大切ではないか。

○会長：

前回の資料10番を見たときに、各サービスの利用者数が非常に少ないので、果たしてニーズがしっかり満たされているのかという率直な疑問がある。

また、社会保険は一律の負担が決まっているが、高齢者福祉サービスは社会保険ではないので、介護保険と同じ論理で考えるのは無理ではないかと私は考えている。

○委員：

お弁当を無料で配っていた時代には、「利用したいが無料に抵抗がある」という声が多くあり、多少とも自己負担があった方がよいのではないかとということで、少しずつ額が上がってきた。利用者負担があることでサービス利用を希望する方も出てくると思う。無料が全てよいということではないと思う。

○会長：

私も無料である必要はないと思う。その方の経済力に応じて、無理のない範囲内で負担していただくということではないか。

○委員：

一時期の老人医療費無料化についても、現在、そのつけを払わされている状況である。生活保護の人を除けば、絶対に無料ではない方がよいというのが基本的な考えではないか。65歳以下の障害者福祉についても無料なのか。

○会長：

障害者自立支援法になったときに介護保険と同様に基本的に1割負担となり、それに対して非常に厳しい反対意見があった。高齢者は基本的に働いてきて年金のある方だが、障害の重い方は働くことすらできない。また、重い人ほどホームヘルプサービスなどの色々なサービスが必要であり、1割負担では生活できないということで、元に戻す方向で進んでいる。

○委員：

先ほど話にあったように、多少の負担があった方が受けやすいという考え方もかなり多くあると思う。方向性としては多少なりとも自己負担があった方がよいと思うが、それが全て一律でよいかどうかは、障害福祉との整合性も考えて論ずるべきではないか。

また、利用者負担については、サービスの対象者が介護保険に上乗せの「重度の方」、介護保険サービスの対象外となる軽度の特定高齢者の方とサービスによってそれぞれ異なると思うが、特に認知症の方へは対象者の基準を明確にして、その基準を拡大することで随分状況が変わると思うがいかがか。

○事務局：

サービスの利用者が少ないものは、申請をした後に結果として介護保険の認定が下りて介護保険サービスが使えるようになった方がかなりいる。非常に利用者数が少ないサービスについては、実際には介護保険でカバーされているものと認識している。

○委員：

そこで浮かび上がってくるのは、特定高齢者や介護保険の対象にはならないが独居であったり軽い認知症であったりする人たちへの在宅支援や地域包括支援センターの充実である。サービスの負担を無料にするか3パーセントにするかというような枝葉の問題よりも、そちらの方の問題をもっと考えるべきではないかと思う。

○事務局：

おっしゃるとおりであり、そのことは、おむつの給付の認知症対応を柱に地域包括支援センターによる支援のネットワークを広げていきたいと考えている。また、今年度あるいは来年度の介護保険運営協議会の中でも、今後どのように高齢者福祉サービスを行っていくかということで、十分議論していかなければならない問題であると認識している。

○会長：

公述者の方からも、今までの議論を聞いた上でお一人ずつご意見をいただきたい。

○公述者：

自己負担を導入することについては賛成である。それによって、サービスを提供する方と受ける方に緊張感が生まれるので、よりよいサービスができるのではないかと。新たなサービスもどんどん行っていただきたい。

また、おむつ給付事業は、横並びの10パーセントにする必要はなく、介護者の負担軽減のための施策なので、非課税の方の減免策や長期間入院の方への領収書による現金還付の手法なども、ぜひやっていただきたい。認知症の方にも拡大するのはよいことだが、当然、身体でおむつが必要な方もいるので、なぜ認知症の方だけに拡大するのかをしっかりと説明するべきである。

新たなサービスで、祝日の認知症の通所サービスを始めるとのことだが、民設ではすでにやっており、なぜ公設ではやっていないのか。お金がかかるからだとは思いますが、介護報酬も入るので、できれば認知症の方だけではなく、一般の身体の方も含めて祝日もどんどんやっていただきたい。

高齢者福祉はこれから重視していかないといけないので、負担を求めるときにはしっかりと説明をして負担を求め、その財源ではなくても、新しいサービスについては良いものはどんどん実施していただくようお願いしたい。

○公述者：

サービスを受ける人に対していくらかの負担を求めることは、サービスを受けない人との公平性の点からいけば当然の措置であると考え。資料を見る限り、負担もそれほど大きな金額にはならない印象を受けるし、高齢者は年金である程度生活が確立されていると考えられる。また、生活困窮者は生活保護が受けられ、負担もゼロであると示されているので、生活保護を受けていない人には応分の負担を求めることが当然だと考える。また、応分の負担をした場合、どのくらいサービスが増加するのかをはっきりと計算して理解しやすくすることも必要だと考える。

われわれ老人クラブの活動は、21世紀に入り、健康づくりの介護予防活動を強く前面に打ち出し、ウォーキングと体力測定の取り組みで、体力を自覚し、自分自身で体力増進に

努めるよう行っている。これに加えて老人クラブ加入者の数が 10 年来減少のため、会員増強も大きな柱として、若手リーダーを誘い入れ、介護予防活動を盛んにしていきたいと考えている。

保険料については、若いころは健康保険、年を取ってからは介護保険ということで、かなりの負担を感じているが、これは互いに助け合うという考え方からやむをえないことだと考えている。私どもとしても、何らかのかたちで、命ある限り社会のために頑張っていると思っており、こうしたことを介護予防も含めて、行政に取り入れていただきたい。

○公述者：

高齢者福祉サービス以外にも自治体のサービスには様々なものがあるが、国や当市の厳しい財政事情や高齢社会の中では、全ての分野で無償の給付を続けていくことは難しく、様々な行政サービスは受益者負担を原則としていくべきではないか。例えば、ごみの有料化に踏み切ってからリサイクルが進んだ例もあり、市民にコスト意識を持ってもらうことにより、無駄を省き、環境問題に対応していくことが大事だ。

従来、福祉は聖域化されていて、なかなか有料化に踏み切れなかったが、受益者にコスト意識を持ってもらう観点から負担は必要なことではないかと思う。負担額があまりに高いなら問題だが、1割であれば社会的常識の範囲内であり、妥当なところではないか。

なお、検討メニューのなかで、5番の入浴サービスは1回あたり1,500円とあり、少し高いと感じられるが、介護保険の負担額と合わせる措置とのことなので、制度間の整合性から適切なことだと思われる。

高齢者福祉サービスだけに限らず、色々な行政サービスについて適正な受益者負担を求め、財政面や環境面に配慮して実施していただきたい。

○公述者：

市で事業の見直しをしているとのことだが、見直しをしてから次の事業にとりかかるといふ姿勢は非常に大事なことなので、ぜひこれからも続けてほしい。

福祉には限りがなく、各々が違った立場で捉えるので、皆が満足できる福祉というのはいないと思う。それぞれの事業について、対象が障害者や高齢者だけ手厚くなった場合、若い人は困ると思うので、バランスも取っていただきたいと思う。福祉の満足度は各々違うので、今回問題提起された11項目については、受益者負担があった方が数字的にはつきりするし、受ける方もある程度納得して利用できるもので、1割負担は妥当だと思う。

また、老人クラブの方々が非常に頑張っているということを知った。そうした方々の活動や地域包括支援センターを含め、バックアップしていただけるような公的な事業があるとなおよいと思った。これからもぜひ、高齢者が互いに協力するというボランティア精神が育つような方法をかたちづくっていただけたらよいと思う。

○公述者：

利用者負担の案を見たときに、「なぜ介護保険があるのに役所がこのようなことをやらないといけないのか」という感想を持った。色々な話を聞いて、介護保険の制度には多くの欠陥があると感じた。現段階では、バランスや公平性などの点から、利用者負担を取ることが正しい方向性であると考えているが、ここで示されているようなことは本来介護保険で処理すべきものであり、そういう方向に持っていくような努力を続けてほしい。特に5番の入浴サービスなどは、実際に介護保険のサービスにあるストレッチャーを少しだけ使う程度のことであり、これだけの人が集まって話し合うべき課題かと感じた。

○会長：

5名の公述者からは基本的には受益者負担が当然であるというご意見だったが、このときの受益者負担については、生活保護受給者は無料で、非課税者つまり経済的な困窮者については1割負担が妥当であるということによろしいか。

○公述者：

私は反対である。減免も考えてほしい。

○公述者：

そこまで言っているつもりはない。困窮者への負担を減らしてほしいとも言っているつもりはなく、平等でもよいのではないかという考えを持っている。

○会長：

全ての人が無料で受けられるサービスが今まであったが、それはおかしいのではないかという意見は、5名の公述者も各委員もおおむね共通していたかと思う。

○委員：

私も無料には反対で、理由は他の委員と同様である。高齢者サービスは、介護保険サービスの補完的役割を担っていると思うが、本来は介護保険の中でできればよいもの考える。

利用者負担の考え方としては、介護保険の制度に倣い、10パーセントを1つの目安にして考えていくべきではないかと思う。しかし、一律10パーセントでなくてもよいと思う。

また、ある対象者がサービスをいくつか重複して受ける場合のシミュレーションをして、月々どれだけの負担を担うのかを知りたいと考えている。

○委員：

お話にあったように、介護保険の中でこれらのサービスを受けると当然に「10パーセン

トの負担」ということになる。介護保険の認定のしくみは複雑で、事例ごとに難しい状況があり、認定までには時間がかかるため、緊急性がある場合のつなぎとしても高齢福祉サービスの有効性があるのではないか。また、負担があっても、すぐに受けられるサービスは必要で、本人だけでなく、介護者も支援していけるサービスだと思う。

コストについては、自己負担があった方が利用しやすいし、財源を基に新しい制度を構築していくことが必要だと思うが、自己負担の割合を段階的に分けた場合に一番心配することは、手続きが煩雑になり、余計にサービスを受けにくくなることである。一律10パーセントにした方が事務コストも浮くと思うし、間接的なコストを考えれば、本人に10パーセントかかるのは妥当ではないか。

○委員：

高齢者寝具乾燥については現在月1回だが、10パーセント徴収することになったら希望すれば何回か受けられるのか。月1回の布団の乾燥では、快適な生活を送れないのではないかと感じた。

○事務局：

1割負担を導入しても、現状の月1回を継続ということで考えている。ただ、月1回でよいのかというご指摘については、検討の余地があると思う。

○委員：

現状維持ということか。

○事務局：

お見込みの通りである。

○委員：

ケアマネジャーに聞くと、介護サービスは利用料を支払える額がこれくらいだから、ここまでのサービスにするという人がいるとのことである。

その中で、西東京市の生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢者がどのくらいいるか、また、3段階に負担を分けている中でそれぞれ負担をしている人がどのような割合でいるのかをデータでいただきたい。

○会長：

データは次回までに準備していただくということをお願いしたい。サービスの利用者が非常に少ない中で、年齢層がどうなっているのか気になった。



○委員：

市の財政も厳しい状況で、福祉も聖域ではなくなってきた中で出てきた案だと思うが、例えば、10パーセント負担を導入したときに具体的にこういうことができるということを示してほしい。新しいサービスを拡充するためにはどれぐらいの費用が必要なのかという説明が欠落しているのではないか。そのあたりの説明をもう少ししてもらえれば、各委員にも概ね賛成していただけるはずである。

全て介護保険で賄うのは難しいので、有料化についてはいたしかたないと思うが、必要な施策について、果たしてどのぐらいのニーズがあるのかということとあわせて説明いただけるとうれしい。

○会長：

それについても次回までにご用意いただきたい。

○副会長：

受益者負担はやむを得ないと思うが、それが非常に重いと感じる人もいると思うので、その対応が問題になるのではないか。また、受益者負担を導入する一方で、サービスについて広く周知して、利用を促進することも必要だと思う。

○委員：

今までの議論で1つ気になった点を申し上げる。

事務局からの提案は、資料2の下の方にある「介護保険サービスの負担割合（1割）との整合性確保」にあるとおり、要介護・要支援は10パーセント、住民税非課税世帯は3パーセントから10パーセントにしたいという提案だったと思うが、会長の10パーセントにしてもよいかという問いかけに対して、反対の意見があったので、その点については明確にした方がよいのではないかと思う。

特に、資料5で提案があった自立支援ホームヘルプサービスで、非該当の方がサービスを受ける際に、自己負担を3パーセントにするか10パーセントにするかについては意見が分かれると思うので、もう少し議論をした方がよいのではないか。

○会長：

自己負担については、あと2回の審議会で詰めていきたい。

この後、関係各課からの報告もあるので、本日の議論はここまでにしたいと思うがよろしいか。

（異議なし）

議題2 その他

○事務局（生活福祉課）：

（地域福祉コーディネーター事業について報告）

○委員：

他の活動と重複していない純然たるほっとネット推進員は何人か。

○事務局：

内訳については手元の資料にないが、重複している方も多数いる。

○委員：

重複している人たちが地域で活動するということは、広がりがないのではないかと感じている。広いネットワークをつくるなら、それ以外の市民を巻き込むようなかたちでお願いしたいと考えている。

○事務局：

事務局としてもそのように考えている。例えば木の問題でいえば、困っているのは近所の人だが、木を切らない本人は地域とつながりがなく、孤立している。木を切る活動の中で、今まで孤立していた人を地域の中に戻していき、木を切るのに参加していただいた方にも、活動を通じてほっとネット推進員の仲間入りをしていただきたいと考えている。

また、まだ構想の段階だが、地域の困りごとに手助けをしていただける商店をほっとネットの中に取り込んでいくことも企画している。

○委員：

木を切るという話があったが、市から1本あたり何千円かの補助を出していたかと思う。

○事務局：

木の問題については、今までも行政に多くの相談が寄せられているが、どこも所管でないために対応できない事例がほとんどである。

○委員：

木を切ったとしてもごみを持っていく場所がないし、民間業者に頼むとなると非常に高額になる。行政の力がないと解決できないことであり、苦情が一番多い問題ではないか。

○事務局（高齢者支援課）：

（「介護保険と高齢者福祉の手引」について報告）

○事務局（障害福祉課）：

（（仮称）障害者福祉総合センターについて報告）

○事務局（健康課）：

（健康づくり推進プラン、健康都市宣言等について報告）

○会長：

それでは、公述者の方々にはここでご退席いただく。本日はお忙しい中ご出席いただき、感謝する。

（公述者退席）

○事務局：

本日の議論を踏まえ、資料等を準備させていただき、次回の審議会でさらに議論を深めていただきたいと考えている。また、次々回の審議会で答申文の案を具体的にお示しし、その内容についてさらにご審議いただきたいと考えている。

次回の日程については、事務局としては11月4日または11月5日の夜に開催させていただきたいと考えている。

○会長：

本日ご欠席の委員は1名だけなので、出席委員の都合のよい日程で決めたいと思う。

（出席委員で日程調整を行った結果、11月4日の開催に決定）

○会長：

次々回の審議会の日程も決めた方がよいのではないか。

○事務局：

事務局としては、12月初旬でお願いしたいと考えている。

○会長：

その中で事務局の希望する日程はあるか。

○事務局：

12月9日または12月10日に開催させていただきたいと考えている。

○委員：

12月9日か12月10日に行われる審議会には、答申案が出るということか。

○事務局：

そこで答申案についてご議論いただき、方針を決めていただきたい。

○委員：

次回には素案のようなものをまとめるということか。

○事務局：

今回はまだ文章をお示しできないが、方向性や考え方を決めていただき、結果を次々回の審議会でお示しできればと考えている。

○会長：

12月9日か12月10日か、日程についてはいかがか。

○事務局：

事務局としては、12月9日に開催させていただきたい。

○会長：

それでは12月9日に開催し、答申案について議論するというようお願いしたい。

○委員：

公述者にご出席いただくのは今回のみか。

○事務局：

委員からご希望がない限りはお呼びしない予定である。

○委員：

自己負担についての事務局案に対して、公述者からの反対意見が強かったと思うが、その点についてはいかがか。

○委員：

非課税所得の方に減免をするかどうかの1点のみではないか。

○事務局：

本日の議論の中で、受益者負担はよかろうという考え方については共通した意見だった

と思う。一律 10 パーセントにするか、非課税世帯をどうするかということでは意見が少し分かれているが、その点については、次回またご議論いただきたい。

○委員：

障害福祉との兼ね合いもある。非課税所得の人と障害者の親の世代の負担を介護保険に合わせて 1 割にしたために揉めているので、現在見直しが入っていると思うが、それについてはまだ結論が出ていないか。

○会長：

1 割負担はよくないということで、元に戻す方向で議論が進んでいる。

○事務局：

来年度に介護保険運営協議会で第 5 期に向けた議論を本格的に行っていくことになる。事務局の提案としては一律の 10 パーセントということなので、次回、その点についてご議論いただきたい。

○委員：

次回、非課税でこのサービスを受けている方がどのぐらいいるかという資料は出るのか。

○事務局：

サービスを受けている方については、前回の資料 10 の中で、何人の方が 3 パーセント負担または 10 パーセント負担であるかということをお示ししている。

○会長：

資料では総数しか出ていない。

○委員：

この中で非課税所得者が実際には何人いるのかは、議論の際に必要なものではないか。

○会長：

それでは、可能な範囲でご用意いただくということをお願いしたい。

○委員：

本日の資料 4 で、(仮称) 障害者福祉総合センターのオープンは平成 23 年度とあるが、具体的にはいつごろか。

○事務局：

各機能の引越しがあるので、連休明け5月6日のグランドオープンを考えている。

○委員：

センターは市の直営か。

○事務局：

運営については、機能ごとに業者と委託契約を結ぶ予定で、現在、プロポーザル方式で順次業者を決めているところである。

○委員：

オープンまであと6ヶ月もない中で委託契約をして、業者が短い期間の準備でしっかり運営ができるのか心配なので、できるだけ早く決めてほしい。委託ということは公設民営か。

○事務局：

基本的には公設民営を考えている。プロポーザルの手続きを経ながらも、実績のある業者をお願いをしている。

○会長：

本日の資料2の中に、介護認定者数が6,459人、在宅が2,097人、介護保険施設入所が727人とあるが、この3つの数について、もし65歳から5歳ぐらいの刻みの年齢層がわかる資料が用意できれば、次回の資料としてお願いしたい。

○事務局：

次回の資料として先ほどご要望があった、課税・非課税の人数がどの程度いるかということについてだが、現行無料の4事業については本人の所得確認を義務付けていないため、所得状況の情報が高齢者支援課にない。資料は用意できないので、ご了承いただきたい。

○委員：

先ほどの話は介護保険との比較ということで出ていたが、介護保険なら本人だけしかサービスを受けられないが、今回はそれ以外の方でも間接的にサービスを受けられるから必要だというもので、その点では負担を介護保険と同じにすることについては、もっと議論をした方がよいのではないかと。色々な手続きをしながら認定していくのは大変なので、一律にした方がよいと思う。

○委員：

インフルエンザワクチンでも、国が非課税世帯を無料にしているが、それを調べるのが大変である。事務量がとても大変である。

○委員：

事務コストの面が心配である。

○会長：

インフルエンザワクチンの接種を無料で受けたいと思えば、本人が市役所に行って非課税証明書を持ってくればよいのか。

○委員：

お見込みのとおりである。申請を受ければ市が調べなければならない仕組みになっている。

○会長：

他にはよろしいか。

それでは、本日の審議会はこれで終了する。